

2021年度セキュリティ・キャンプ地方大会（ミニキャンプ）実施に係る新型コロナウイルス感染症予防対策についてのガイドライン（案）

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、蔓延防止のため、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。2021年度セキュリティ・キャンプ地方大会（以下、ミニキャンプ）においても、実施にあたり、開催に係る関係者（地方主催団体、一般社団法人セキュリティ・キャンプ協議会、講師、チューター、独立行政法人情報処理推進機構、他ミニキャンプの会場においてかいさいに係る人物全て）、受講生のみならず広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、各地域でミニキャンプに係る関係者全員が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、それぞれのミニキャンプ会場において、いかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受講生に安心してミニキャンプを受講できる場を提供できるかという視点に立って、実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは上記の考え方に立って、会場の衛生管理体制を構築するにあたり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 会場の衛生管理体制等の構築

会場においては新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、開催日当日、開催終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

（1）事前の準備

① 会場の確保

可能な限り受講生の人数を通常の使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましい。

② 受講室の座席間の距離の確保

座席の配置は、2メートル程度の間隔を確保すること。

③ マスク、速乾性アルコール製剤等の消毒液の準備

会場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、会場入口に速乾性アルコール製剤等の消毒液を配置すること。

④ 関係者の体調管理等

当日ミニキャンプに係る関係者については、受講前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替者を確保し、自宅待機や医療機関の受診など適切な対応をとること。

⑤ 受講室の机、椅子の消毒

前日に消毒用アルコール（または次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、開催日程が連続する場合には、講義終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

開始前の72時間以内に、会場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も検討すること）。

⑥ 会場への入場方法の検討

開始時間を早めることなどにより、受講開始までの時間に余裕を持たせたり、受講生をナンバリング

し、番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、入場にあたって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により2メートル程度の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑦トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により2メートル程度の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。各会場の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。

⑧終了時の会場からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各受講室からの一斉退出は認めず、あらかじめ退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により2メートル程度の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑨関係者に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。併せて飲食時の感染リスクを防止するため、会場内の飲食時の際には、座席は2メートル程度の間隔を空け飲食中は会話をしないこと。なお、会場外での飲食時の感染リスクを防止するため、昼夜を問わず2人以上の関係者が同一店舗内で飲食することはいかなる事由であっても厳禁とする。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑩関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、受講者リストを域内の保健所等に共有する必要がある場合に備え、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 開催当日の対応

①マスク着用の義務付け

熱・咳等の症状の有無にかかわらず、会場内では、食事を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や食事等は他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。また関係者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は受講者の対象としない。

※発熱・咳等の症状のある者や症状の有無に係らず濃厚接触者は来場させないこと。

②手指消毒の実施

会場への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤等による手指消毒を義務付けること。関係者についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受講生への対応

開始前に発熱・咳等の症状の有無を関係者が確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受講生がいた場合には、受講をさせないこと。

④濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

症状に係らず濃厚接触者は来場させない。

⑤体調不良を訴えた関係者への対応

関係者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の人物と交代し、自宅待機や医療機関の受診など適切な対応をとること。

⑥換気の実施

会場の大きさやそれに対する受講生の数、出題科目ごとの受講時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも講義終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以

上開放することが望ましいこと。

⑦食事時の対応

食事時はマスクを外すことになるが、受講生同士の距離を2m程度離し、会話、交流、接触を厳禁とすること。また食事後は直ちにマスクを着用すること。

⑧受講室入場前の対応

非接触体温計などによる検温を行う際には、検温実施のために密空間が生じさせないように留意すること。なお、会場の入口または受付に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すこと。

⑨受講終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、会場ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受講生への周知を行うこと。

(3) 開催終了後

①関係者の健康観察

当日受講業務に携わった関係者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

②受講室の机、椅子の消毒

終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。

③保健所等の行政機関への協力

終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受講生や関係者等がいた場合には、地方主題団体は濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受講生に対する要請事項

会場における感染拡大を防止し、受講生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受講生に要請しておくべき事項として以下を挙げる。

①自主検温

受講日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

受講日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受講生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受講できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、受講日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者。。

④受講の取り止め

受講の前から継続して発熱・咳等の症状のある受講生は、受講させないこと。

⑤受講当日における対応

発熱・咳等の症状のある受講生は、受講当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受講を取り止めること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受講生は、その旨を関係者に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は受講者の対象としない）を持参し、会場では、食事時以外は常に着用すること。休憩時間や食事時は他者との接触、会話をしないこと。

⑥受講当日の服装、昼食

受講日、受講室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。食事はあらかじめ指示された時間内に自席または用意された会場ですること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 ContactConfirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。